

春日部市心身障害者通所支援施設指定管理者募集要項の内容等に関する質問及び回答

※募集要項に基づき、質問受付期間中にありました質問に対する回答を公表するものです。
従って、今後の質問に対しては、公平性の観点から質問を受けることはできません。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
1	資料4 指定管理者の業務に関する仕様書9 (4) 工賃について	34	現在の工賃の配分ルールや作業ごとの単価等をご教示ください。 また、現在の支払い日も併せてご教示ください。	利用者の人数と出席率で按分して支払っています。作業の単価は仕事の内容によって大きく変わるため、単価をお伝えすることができません。 工賃は、毎月21日に支給しています。
2	資料4 指定管理者の業務に関する仕様書9 (5)	34	現在の協力医療機関をご教示ください。また、現事業者より引継ぎは可能でしょうか。	春日部市立医療センターが協力医療機関となっています。引継ぎは可能と思われます。
3	資料3 春日部市心身障害者通所支援施設条例第5条 利用者の資格	24	利用者は、市内在住者と限定されていますか	春日部市心身障害者通所支援施設条例第5条にあるとおり、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者となっており、市内在住者に限定するものではありません。
4	資料7-1 通所支援施設3年間の支出額	69	各施設の業務委託費の内訳をご教示ください。	募集要項4ページ「管理に要する経費」にあるとおり、通所支援施設の管理に要する経費は、指定障害福祉サービスの報酬及び通所者が障害福祉サービス利用のために納付した利用料金で賄うこととします。今後の施設移転等により、管理に要する経費については、必要に応じ協議を行います。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
5	資料5 施設の修繕・工事等の実施区分	62	各施設、建築年数が大分経ち老朽化が進んでいると思われます。今後想定される各施設の修繕をご教示ください。	通所者が安全に生活するうえで必要と判断した補修・修繕については、その都度協議をしていきますが、個別施設計画に記載しているもの以外で、現在、予定の修繕はございません。
6	資料6－1 自立支援給付費収入額	63	令和6年度の平均工賃月額をご教示ください。現状の段階で構いません。	令和6年2月現在の平均工賃月額は以下のとおりです。 ふじ支援センター 4,500円 ゆりのき支援センター 20,400円 リサイクルショップ 14,900円 ひまわり園 8,600円
7	募集要項 3(3)ウ 利益還元制度	4	「指定管理者は、利用料金収入によって生じた利益については、その一部を市に還元することとし、還元する内容及び方法については、双方協議のうえ定めるものとします。」とありますが、「利益」の具体的な算出方法と、過去の利益還元の事例についてご教示ください。	報酬及び利用料金の収入と管理・運営に係る支出額の差額を利益とします。これまでは利益還元として、施設に必要な備品の購入や修繕を行いました。過去の事例としては、冷蔵庫の購入やテラス屋根の修繕、てんかん発作対応椅子の購入等があります。
8	募集要項 4(2)⑩(2)指定期間5年間の収支計画	10	施設移転後のソフト面（定員等）の変更は貴市との協議とのことですが、収支計画作成に当たっては、現状の定員での積算という事でしょうか。	施設移転後の定員は未定のため、現状の定員で積算してください。
9	資料5 施設の修繕・工事等の実施区分	62	各施設、建築年数が大分経ち老朽化が進んでいると思われます。今後想定される各施設の修繕をご教示ください。	No.5と同じです。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
10	資料7－1 通所 支援施設3年間の 支出額	65	各施設の給食費の内容をご教示ください。	水分補給のための飲料水や、季節の行事等で使用する菓子類になります。
11	資料7－1 通所 支援施設3年間の 支出額	65	各施設の賃借料の内容及び内訳をご教示ください。	車両借り上げ料になります。各施設ごとの業務用車は下記のとおりです。 ふじ支援センター 軽ワゴン1台 ゆりのき支援センター ミニバン1台 リサイクルショップ 軽ワゴン1台 ひまわり園 ワゴン車1台 あおぞら リフト車2台
12	資料7－1 通所 支援施設3年間の 支出額	65	各施設の水光熱費の内訳をご教示ください。	令和5年度の実績の内訳 ふじ支援センター 電気代 728,497円、 水道代 40,062円 ガス代 30,234円、 計 798,793円 ゆりのき支援センター 電気代 681,446円、 水道代 187,308円 ガス代 56,011円、 計 924,765円 リサイクルショップ 電気代 629,101円、 水道代 56,323円 ガス代 24,263円、 計 709,687円 ひまわり園 電気代 661,619円、 水道代 47,652円 ガス代 40,138円、 計 749,409円 あおぞら 電気代 308,608円、 水道代 62,213円 ガス代 0円、 計 370,821円

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
13	資料2－1 通所支援施設通所者数表	22	各施設において、令和6年度の在籍者数及び令和7年度からの在籍予定者数をご教示ください。	令和6年度現在の在籍数（2月末時点） ふじ支援センター 13人 ゆりのき支援センター 27人 リサイクルショップ 15人 ひまわり園 17人 あおぞら 16人 令和7年度在籍数（予定） ふじ支援センター 13人 ゆりのき支援センター 28人 リサイクルショップ 15人 ひまわり園 18人 あおぞら 16人
14	資料4 7 人員配置	32	各施設における、現在の1日の職員配置をご教示ください。	利用者状況の曜日によって配置人数は変わります。 ふじ支援センター 4人 ゆりのき支援センター 6～7人 リサイクルショップ 5～6人 ひまわり園 4～5人 あおぞら 7～8人
15	指定管理者募集要項4（2）④保護者との協力連携	9	各施設における、現在の保護者会の実施状況、その他保護者との連携状況をご教示ください。	ふじ支援センターは保護者会（保護者主催）を2月に1回、ほかの施設は保護者懇談会（施設主催）を年1回実施しています。 保護者への情報提供や連絡はその都度行い、年2回実施している保護者へのアンケート調査では、施設の満足度の他、ご意見ご要望をいただいております。
16	別記1（条例15条関係）継続監視特記事項2（14）通所者の保護者アンケートの実施	79	各施設における、過去5年分の保護者アンケートの結果及び改善点をご教示ください。	令和元年度 回答率63% 施設全体の満足度では上半期はやや不満と回答した人が7%だったが、下半期はやや不満、不満の人はいなかった。作業工賃については、やや不満、不満が上半期は23%。下半期でも9%の回答だった。売り上げを伸ばす工夫が必要である。 施設行事や運動を増やしてほしいとの要望があり検討が必要。 一方では、ありがたい等の感謝の言葉や安心できる等の好評な言葉も多く、今後も利用者本意のサービスを提供していく。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
				令和2年度 回答率68% 施設全体の満足度は上半期ではやや不満、不満が5%。下半期でも4%の回答があった。 コロナ禍もあり、施設行事が中止になっていることも要因の一つと考える。しかし、公共の行事が減ったことで自主製品の売り上げが下がったものの、工賃に対しての不満が上半期は17%。下半期は11%だった。 コロナ禍のため、様々な制限は仕方ない、感染症対策がしっかりしているため、安心して通所できたとの回答もあった。 令和3年度 回答率55% 施設全体の満足度は上半期がやや不満が4%。下半期ではやや不満と不満を合わせると9%だった。また、未記入の回答が6%。 コロナ禍による不安はあるものの感染症予防に関しては下半期で不満が4%あったのみでそれ以外はほぼ満足以上との回答だった。 一方で、職員の対応にやや不満、不満があるとの回答が上半期では4%。下半期では8%の回答があった。昨年度とほぼ同様の結果であった。挨拶や言葉遣いから信頼関係は築くものであり、一人一人の意識が大切である。 作業工賃については、コロナ禍によりさらに落ち込み、約4割近い回答が不満、やや不満だった。 施設行事も約4割の回答が不満、やや不満という結果だった。コロナ禍でもサービスを落とさず実施する工夫が必要である。 令和4年度 回答率62% 施設全体の満足度は上半期では不満、やや不満が6%、下半期では4%にとどまった。 職員の対応では上半期においては1名を除いてやや満足以上との結果だった。 施設行事については下半期では不満、やや不満が10%と昨年度より減った。コロナ禍でも様々な企画を考えているとの回答もあった。 作業工賃では上半期は不満、やや不満が18%だったが、下半期では不満はなくやや不満が3%にとどまった。 令和5年度 回答率63% 施設全体の満足度は上半期ではやや不満、不満が4%だったが、下半期では未記入が2%いたものの、やや不満、不満は一人もいなかった。職員の対応についても、下半期ではやや不満、不満は0%。「感謝」や「雰囲気がい」「たのしい」等の回答が多かった。これからも利用者や保護者に満足していただけるような施設運営を考えていく。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
17	資料4 指定管理者の業務に関する仕様書8 (4)	33	各施設における、通所者の健康診断の内容（健診内容・金額・費用負担等）をご教示ください。	年1回実施しています。一般的な健診（身長、体重、尿検査、血圧、視力、聴力、採血、心電図）になります。利用者負担はありませんが、糖尿病の検査はオプションになるため、希望者は自費となります。健康診断の費用は4,900円です。車椅子使用者は8,000円になります。
18	資料4 指定管理者の業務に関する仕様書11および12	35	各施設における、各5年間の事故・虐待をご教示ください。また、保険適用の有無とその内容をご教示ください。	事故が16件、虐待通報が3件ありました。通所者の怪我は保険で対応しました。 事故については、外出先での利用者の転倒による怪我、通所中の怪我、作業中の怪我や体調不良、職員の支援中の怪我になります。 通所者については、傷害及び賠償責任保険で対応し、職員については、労災で対応しました。 虐待通報については、3件通報がありましたが、いずれも事実確認できず市からの注意喚起となりました。
19	資料4 指定管理者の業務に関する仕様書23	38	各施設における、過去5年間の苦情内容をご教示ください。	苦情は7件ありました。保護者への報告を失念したこと、近隣住民からの雑草の苦情、会話の行き違いによる苦情、接客対応の苦情になります。これらについては、事業所内で解決しております。
20	施設の利用状況	2	就労継続支援施設B型においては、障害程度により、実際には介護が必要な利用者もあり、生活介護施設等介護利用が適当と考える利用者もありますが、保護者の高齢化等の問題や他の生活介護施設への通所への環境の変化を懸念するなどの状況により、現在の施設を利用せざるを得ない状況の方が一定数おります。 現在、介護が一定程度必要な利用者においても、現在の就労B型を継続して利用していくということによろしいでしょうか。その際の介護職員等費用についてまた、各施設利用者の障害支援区分を教えてください。	就労継続B型の対象者は、18歳以上である者、障害者手帳を所持している者等とあることから、介護が一定程度必要な利用者がいらっしゃると思います。 施設の利用にあたりましては、本人の意思、家族の意向を確認しつつ、指定管理者とも協議をしながら、他施設の利用が適切かを判断させていただきます。 また、事業所のサービス提供の対価としては、人数により区分が変わる「基本報酬」と、要件を満たすことで「重度者支援体制加算」を得ることができます。 なお、就労継続B型の利用において障害者支援区分は要件となっておりませんので、情報の開示はできかねます。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
21	2-(7) 施設の移転等	3	施設移転の作業は、誰が行うのか。また、施設移転に要する費用は誰が負担するのか。 「管理費用等については、必要に応じ協議します」とあるが、移転により生じる管理費用等とは、どのような費用を想定しているのか。	この度の施設移転は、個別施設計画に基づき実施するものとなりますので、実施区分の考え方につきましては、募集要項62頁の資料をご参照ください。移転にあたりましては、指定管理者のご協力が必要となるため、事前に協議を行ってまいります。 移転等に関する管理費用等としましては、引越し業者に係る費用、荷造り等に係る費用、引越作業に係る人件費等を想定しております。
22	運営方法	3	施設移転により運営方法が変わる可能性があるかとあるが、想定される内容は何か。 また、定員の見直しの可能性もあるか。	「ひまわり園」と「あおぞら」は多機能型事業所として、「主たる事業所」と「従たる事業所」として運営しております。 この度の移転・集約により、利用申込が増え、定員を増加した場合、多機能型ではなく単体での指定事業所として運営をする可能性があります。 また、利用者が増加した場合に、作業効率等を考慮して班編成を行うことで、生産能率を向上させたり、受託する作業の幅を広げるなど、特色のある作業を始めることが想定されます。 なお、運営に関しては、事前に指定管理者と協議をまいります。
23	3-(2) 指定管理者が行う業務	3	「※各施設の通所承認に関する業務は市が行う」とあるが、就労が難しい利用者が、各施設に一定数見受けられるが、生活介護への移行など通所の調整を行う予定はないのか。 また、就労が難しい利用者の増加により、給付費での運営が困難な状況が見込まれる場合、不足する運営費の補填はあるのか。	施設の利用にあたりましては、本人の意思、家族の意向を確認しつつ、指定管理者とも協議をしながら、他施設の利用が適切かを判断させていただきます。 また、必要性に応じ、生活介護と就労継続支援B型との併用は可能と考えますが、それに伴い利用者の減少や利用日数が減少するため、利用者の定員限度で利用者の登録人数を増やすなど対応が想定されます。
			「※業務内容に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める」とあるが、「資料4 指定管理者の業務に関する仕様書」以外の業務を想定されるのか。その具体的な内容は何か。	基本的には、細目的事項について仕様に定め協定を締結するものですが、法改正や災害等により当初の想定を超える事項や、施設移転に伴う業務変更等を想定しております。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
24	3-(3)管理に要する経費	4	管理に要する経費に対する指定管理料は無いにもかかわらず、さらに、給付費は公費減算され、災害や物価高などの理由で補填支給される国等の補助金は対象外扱いとのことだが、何故、「ウ利益還元制度」を設けているのか。公営で運営した場合、市が試算する運営費を教示ください。 「ウ利益還元制度」における、利益の考え方は、指定管理期間の通算決算によるものと理解して良いか。 社会情勢によるこれまで以上の物価・光熱水費、またガソリン代などの高騰により、経費がこれまで以上に逼迫されることが推測されるが、その場合には協議対象となるのか、また市からの補填は有りうると理解して良いか。 コロナ禍における「光熱費等高騰対策支援事業補助金」については、指定管理者は対象外であったが、その理由を教示ください。 決算書について、各施設に配置されている職員の人件費・事務費・事業費の支出となっており、経理区分支出で法人管理部門に資金を移動した後に、施設管理間接経費を法人管理部門から支出しているが、経理区分支出全額が余剰金とみなされるのか。	指定管理者の収入につきましては、指定管理者の経営努力により、支出の積算根拠が減少した場合、又はその要因から実際に利益が増加した場合は、指定管理者に対するインセンティブとして市に還元しないことを原則とします。 ただし、利用料金制等を採用する施設では、利用料金収入によって生じた利益については、市と指定管理者とで協議のうえ、利益の一部を市に還元することができることとし、協定書に定めたものです。 具体的には、障害福祉サービスの報酬、及び作業や販売による事業収入に対して、省エネルギー型設備導入等により、当初見込まれた収支の積算根拠に増減があった際に、協議を行いたいと考えております。 また、物価高騰対策支援助成金につきましては、原資を国費としており、指定管理の事業所は対象外となっているところでありますので、補填は考えておりません。 法人管理部門から支出している施設管理間接経費は、通所支援施設の管理に要する経費の一部であると考えております。
25			「あおぞら」については、庄和社会福祉センターに設置されている中で、賃借料は発生するのですか。発生するとすれば金額を教えてください。現在の指定管理者において行っている事業について、継続して行っている必要性はあるのでしょうか。また、給付費の中で対応できない場合、補填等協議の対象となるのでしょうか。	移転を予定している「あおぞら」につきましては、現在、春日部市社会福祉協議会が所有する建物「庄和社会福祉センター」内に設置され、土地は市所有となっており、市と社会福祉協議会との間で契約を締結し、使用料は無償となっているところです。 今後、契約の範囲外のことであれば、市と社会福祉協議会で協議を行うことを想定しています。
26			公立減算については、各施設の一定規模の施設修繕費は含まれないため、市直営時から老朽化した施設修繕について、仕様書上では100万円以下・以上となっているが、これまでの指定管理期間においても100万円以上の修繕は発生せず、指定管理者側の負担が重く、また今後においても建築資材及び物価高等の影響により、さらに修繕費用が重い負担になることを踏まえ、協議による補填は有りうると理解してよいのか。 春日部市公共施設マネジメント基本計画により、リサイクルショップが庄和地区へ移転する場合、通所が不可能となる利用者が多くなると推測し、その影響により収入が千万単位的大幅な減が見込まれる。その場合、大幅な収入減により運営経費全般が逼迫され、指定管理者としての安定的な経営そのものが危うくなることが見込まれるが、市としてのどのように考えているか。	施設の修繕・工事等の実施区分の考え方につきましては、募集要項6 2 頁の表のとおりとなります。 100万円未満・以上により実施区分が異なりますが、例えば、施設の数か所の修繕を一括して行い、その費用が100万円を超えることが想定できる場合は、協議をしたいと考えます。 また、施設移転により利用者数が増えることも想定しておりますが、利用者の個別支援の内容等につきましては今後、利用者・保護者の方に寄り添いつつ、協議・調整を行う予定です。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
27		4	「エ市の承認を得た上での新たな取組の実施」について、新たな取組とは、具体的に何が想定されるのか。 内職の新たな事業者との契約や地域との交流活動なども、市との協議が必要となるのか。	具体的には、施設の魅力向上や利用促進を目的とした催事の開催等が想定されますが、判断に迷われる場合は、ご相談願います。 内職に係る事業者との契約は、仕様書において定める事業に含まれるものと考えます。
28			「施設の修繕、工事等の実施区分」について、100万円未満の修繕は、受託者負担とありますが、施設が昭和45年から平成10年に建築され、かなりの期間を経過しています。P30 仕様書 6 指定管理者が行う業務内容(1)イ維持管理業務④修繕には、「損耗、劣化及び破損又は故障により」とありますが、30年から50年近く経過し、空調、上水道など100万未満の工事であったとしても、指定管理者負担で修繕を行うということは、日常的な修繕、修繕工事ではないと考えます。100万未満の修繕工事であったとしても、耐用年数を超えたものについて、負担先について、協議対象となりますか。	修繕については、日常的、非日常的修繕との区別はしておりません。施設の修繕・工事等の実施区分の考え方につきましては、募集要項62頁の表のとおりとなります。 100万円未満・以上により実施区分が異なりますが、例えば、施設の数か所の修繕を一括して行い、その費用が100万円を超えることが想定できる場合は、協議をしたいと考えます。
29	3 管理にあたっての条件について	3	P.5 (6) ① 施設の保守が指定管理者となっているが、市が加入している保守費用はいくらか。	現在市が加入している保守費用はありません。
30	4 申請の手続	7	「エ春日部市行政手続条例の適用」について、指定管理者の業務の中で、条例が適用される事務とはどのようなものがあるのか。	基本協定の第9条（利用料金等）第3項に定める基準が該当します。 なお、募集要項3頁に記載のとおり、各施設の通所承認に関する業務は市が行います。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
31	3-(9) その他	7	各施設の利用者の年齢構成及び障がい状況の提示を教示ください。	ふじ支援センター（在籍者13人） 療育手帳は全員が所持し、うち1名は身体障害者手帳の重複所持者です。 年代別は以下のとおりです。 20歳代1人、30歳代1人、40歳代6人、50歳代5人 ゆりのき支援センター（在籍者27人） 療育手帳は全員が所持し、うち3名は身体障害者手帳の重複所持者です。 年代別は以下のとおりです。 10歳代1人、20歳代5人、30歳代6人、40歳代8人、50歳代6人、それ以上1人 リサイクルショップ（在籍者15人） 身体障害者手帳のみの所持者は1名。他14名は療育手帳所持し、うち身体障害者手帳の重複所持者が1名、精神障害者保健福祉手帳の重複所持者が1名です。 年代別は以下のとおりです。 20歳代5人、30歳代6人、40歳代2人、50歳代2人 ひまわり園（在籍者17人） 身体障害者手帳のみの所持者は1名。他16名は療育手帳を所持し、うち身体障害者手帳の重複所持者は3名です。 年代別は以下のとおりです。 20歳代4人、30歳代4人、40歳代3人、50歳代5人、それ以上1人 あおぞら（在籍者16人） 身体障害者手帳と療育手帳の重複所持者は8名です。療育手帳のみ所持者は7名、身体障害者手帳のみ所持者は1名です。 年代別は以下のとおりです。 30歳代12人、40歳代2人、50歳代2人
32	資料2-1 通所施設支援通所者数表	22	備品一覧に記載が無いものの取り扱いはどうに考えるべきか	一覧にないものは、市の備品としての取り扱いはいたしません。しかし、市の備品であることを示す備品シールが剥がれている場合がありますので、取り扱いにご注意ください。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
33	指定管理者の業務に関する仕様書 6-(1)ア②備品等の保守	30	新たな施設へ移転した際、各施設で必要となる備品購入についてはどのようなになるのか、また指定管理者側の負担として購入する場合の基準などはあるのか。 新たな施設が完成後、施設内における運営上支障がある箇所が発生した際、主にリノベーションに関する費用は協議と財政支援は可能か。	施設の修繕・工事等の実施区分の考え方につきましては、募集要項6 2 頁の表のとおりとなります。 個別施設計画に基づき実施する移転に際して必要となるものに関しましては、市が購入する予定です。 また、施設完成後、運営上支障が発生した場合は、協議により決めさせていただきます。
34	資料4 6-(1)エその他の維持管理業務	31	①業務用車及び②パソコン等の事務機器の要する経費は、指定管理者が負担する事で良いか。又、準備経費は、当初年度の収支に計上して良いか。	①業務用車及び②パソコン等の事務機器の要する経費は、指定管理者が負担してください。準備経費については、当初年度の収支に計上してください。
35	資料4 6-(2)サ	31	「市から指定管理者への契約者名義変更に伴う手数料等」とあるが、具体的には何を想定しているのか。また、今後の施設移転で名義変更が必要になった場合も、指定管理者の負担が生じると考えるべきか。	光熱水費の契約名義を想定しています。名義変更の原因が施設移転となる場合は、費用負担について協議をさせていただきます。
36	指定管理者の業務に関する仕様書 資料4 7-(1)人員配置	32	「管理者及びサービス管理責任者については、正規職員を配置すること」とあるが、この正規職員とは、法人の規程に定める正規職員のことか。または、法人の雇用形態に関わらず、週5日フルタイム勤務(常勤)の職員であれば、正規職員として見なされるのか。 多機能型事業所の「ひまわり園」と「あおぞら」について、法令規程の範囲内での職員兼務は可能か。	正規職員とは、雇用期間に定めのないフルタイム職員を指すものです。 多機能型事業所「あおぞら」・「ひまわり園」につきましては、現在、それぞれ「管理者兼サービス管理責任者」を配置いただいています。今後、施設移転により運営方法等に変更が生じる場合は、協議をさせていただく予定です。
37	通所者の処遇について	33	(4) 「通所者の健康診断を行い」とありますが、現在、「あおぞら」においては、指定管理に変更された当初、これまで市にて行っていた年1回の健康診断とは別に医師による回診を引き続き行ってほしいという要請から、年1回の健康診断とは別に、近隣医療機関と契約し、毎月、回診を実施してきましたが、今回の募集要項には記載されていませんが、実施する必要がありますか。	あおぞらの通所者は自覚症状の訴えが難しいため、定期的な健康観察と予防のため、月1回の診療を行っています。 可能な限り、今後も継続していただきたいと思います。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
38	資料 4 9-(4)イ	34	「就労継続支援B型事業は、1月当たりの工賃の平均額が3,000円下回らないようにすること。」とあるが、実績を教示ください。 また、工賃は、通所者の状態で左右されるものであるが、市が担う通所承認においても、平均工賃が下回らないよう配慮いただけると理解して良いか。	工賃の平均月額については、No.6のとおりです。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業費お人員、設備及び運営に関する基準の第四節 運営に関する基準にあるとおり、三千円を下回ってはならないとなっています。 また資料4の指定管理者の業務に関する仕様書の5管理経費等に、通所支援施設の管理に要する経費は、(1)指定障害福祉サービスの報酬、(2)利用料金、(3)業務の範囲内において徴収した費用となっており、工賃についても通所支援施設の管理に要する経費と判断します。
39	資料 4 12-(2)	36	「保険給付の有無に関わらず、発見次第速やかに報告すること。」とあるが、他害行為を利用者が受けた場合、および自傷行為により傷を負った場合も報告を要するのか。	お見込みのとおり。
40	資料 4 22	38	職員の健康管理について、「全職員を対象とした」とありますが、指定管理者の規定にない者(週20時間の勤務以下、または短時間勤務者)も健康診断を実施すべきなのか。	事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、健康診断を実施する義務があり、短時間労働者については、健康診断を実施するのが望ましいとされております。健康診断は、さまざまな病気の早期発見や予防全体の健康状態を確認するものであるため、実施を推奨いたします。
41	9 事業について (4) 工賃について	33	民間の会社経営が厳しい中で、工賃を安定かつ向上させていくためには行政からの業務委託(優先調達)が必要と考えるが、どのくらいの量があるのか。また、今後増加する予定はあるのか。	令和5年度の、市の就労支援施設などからの物品購入等の調達実績は、1件(約15万円)です。 市では、春日市市障害者就労施設等優先調達方針を定め、調達の推進を図っています。
42	10 利用契約等	34	保護者の高齢化に伴い、利用者の今後の生活への相談等も増えていますが、生活相談等については就Bで対応しなければならないのか。	指定管理者における利用者及び保護者に係る業務につきましては、仕様書の「2管理に関する基本的な考え方」及び「8通所者の処遇について」に基づき、必要な業務を行っていただくことを求めます。

No	質問事項	頁	質問内容	回 答
43	資料 5 施設の修繕・工事等の実施区分	62	5施設一括管理が求められていることから、資料 5 に示す費用負担は、「5施設 1 括も可」と理解して良いか。 「工具器機備品について、指定管理料により購入した物品は、市に帰属する」とあるが、報酬及び利用料金のみで運営する当該施設においては、指定管理者が購入した物品は、市に帰属しないと考えて良いか。 その場合、市との協議も不要となるか。	施設の修繕・工事等の実施区分の考え方につきましては、募集要項 6 2 頁の表のとおりとなりますが、施設の数か所の修繕を一括して行い、その費用が 100 万円を超えることが想定できる場合は、協議をしたいと考えます。 指定管理者が購入した物品の帰属についてはお見込みのとおりですが、原則、市とのあらかじめの協議が必要です。
44	資料 7 通所支援施設 3 年間の支出額	65	法人運營業経理区分繰入金支出について、施設運営に関し、法人本体においても管理経費が必要になるが、計上方法は、法人の判断に委ねられるのか。 リサイクルショップの庄和地区へ移転にあたっては通所可能・不可能が生じることになり、通所不可能な場合には、慣れている施設環境や、利用者様の対応にも慣れている職員という環境から離れ、新たな環境を選択した場合には保護者、利用者の方々にはとても大きな不安を与えることと推測しますが、市としての考え、対応はどのようなになるのか。	事業収支決算の報告に関しては、募集要項 5 6 頁に掲載の様式に基づき行っていたくものです。 事業報告にあたっては、基本協定第 1 6 条により市から承認を受ける必要があります。 また、移転を予定する施設の利用者に係る個別支援等につきましては今後、利用者・保護者の方に寄り添いつつ、協議・調整を行う予定です。
45	心身障害者通所支援施設（リサイクルショップ・ひまわり園・あおぞら）個別施設計画案）について		あおぞらの保健センター移転は次期指定管理期間ではあるが、利用者の生活となるリノベーションはR20年以降となるのか。	令和 9 年度までの間に、庄和保健センター新館を転用し、あおぞらでの使用に必要な改修を行った上で移転をいたします。 令和 2 0 年以降に計画をするリノベーションは、施設の長寿命化を目的とするものです。
46	5 対策内容と実施時期について	10	下段「対策費用※」の内訳（使途目的）は、どうなっているのか。	春日部市公共施設マネジメント基本計画に基づき、施設の適正な維持管理を行い、計画的な修繕・改修を行うことで、老朽化していく施設の長寿命化を目的とするものです。
47	7 補足情報について	13	記載なし	回答はありません。